

通学生 保護者の皆様

愛媛県立しげのふ特別支援学校長 光宗 昌哉

警報等発表時の対応について（お知らせ） **一部修正**

令和8年5月29日から、気象警報などの名称や運用が変わったことを受け、下線部分を修正しました。

大雨や台風接近等に伴い気象警報等が発表された場合、次のように対応します。（「マチコミ」でもお知らせします。）

気象情報は、テレビ、気象庁HP（防災情報、キキクル、大雨・台風情報）等で御確認ください。

1 本校が対象とする警報等

「特別警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）」

「危険警報（氾濫、大雨、土砂災害）」

「警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪、大津波、津波）」

※ 船舶を利用している者（上島町等）については、「波浪特別警報・波浪警報」、「高潮特別警報・高潮危険警報・高潮警報」、「濃霧注意報」も対象とします。

2 警報等発表時の対応指針

（1）警報等が発表された市町の通学生（スクールバス生を含む）は、警報等発表時の対応（裏面）をとる。

（2）東温市に警報等が発表された場合は、全通学生が警報等発表時の対応をとる。

（3）警報等の発表された市町が、本校と居住地との通学経路にある場合も、該当居住地の通学生は、警報等発表時の対応をとる。

※ スクールバスについても、警報等が発表された市町及び以遠の市町への運行は中止する。

表1 本校（東温市）を起点とした市町の以遠関係

起点	本校（東温市）を起点とした市町の以遠関係
本校 （東温市）	【東予東部方面】 → 西条市 → 新居浜市 → 四国中央市
	【東予西部方面】 → 今治市 → 上島町
	【中 予 方 面】 → 松山市 → 砥部町 → 伊予市・松前町・久万高原町
	【南 予 方 面】 → 内子町 → 大洲市 → 八幡浜市 → 伊方町 → 西予市 → 宇和島市 → 松野町・鬼北町・愛南町

3 警報等発表時に対応する市町【例】

（1）東温市に警報等が発表 → 全通学生は、警報等発表時の対応をとる。

（2）四国中央市に警報等が発表 → 四国中央市の通学生のみ、警報等発表時の対応をとる。

（3）西条市に警報等が発表 → 西条市、新居浜市、四国中央市の通学生は、警報等発表時の対応をとる。（今治市の通学生で、西条市を経路とする場合も含む。）

（4）今治市に警報等が発表 → 今治市、上島町の通学生は、警報等発表時の対応をとる。

（5）西予市に警報等が発表 → 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の通学生は、警報等発表時の対応をとる。

（6）久万高原町に警報等が発表 → 久万高原町の通学生のみ、警報等発表時の対応をとる。

4 警報等発表時の対応

(1) 登校前に警報等が発表

ア 自宅待機とします。担任からの連絡はありませんので、警報等の発表状況をお確かめください。

イ 警報等の発表による自宅待機は、欠席にはなりません。

(2) 登校途中に警報等が発表

ア 警報等の発表を知った段階で帰宅をし、自宅待機をお願いします。

イ 警報等の発表を知らずに登校した場合は、担任から連絡をしますので下校をお願いします。

(3) 登校後（授業中）に警報等が発表

ア 担任から直ちに連絡をしますので、学校まで迎えをお願いします。（放課後デイサービス事業等の利用予定者についても保護者に連絡しますので、事業所との連絡は保護者でお願いします。）ただし、幼児児童生徒の安全を最優先し、学校にいる方が安全と判断した場合は、その都度学校から下校の方法について連絡します。

イ 単独通学生については、保護者の方へ下校時刻・交通機関利用の時刻等の確認をとってから下校します。

(4) 警報等が解除された場合

ア 午前6時までに警報等が解除

保護者が安全を確認し、**通常どおり登校**をしてください。**給食もあります。**

ただし、道路状況等、通学にあたって心配な点があり、安全上欠席される場合は学校へ御連絡ください。

イ 午前10時までに警報等が解除

保護者が安全を確認し、登校が可能であると判断した場合は、5時間目の授業に間に合うように**13:00 から 13:30 の間に登校**してください。**給食はありませんので**、昼食を済ませてから登校してください。

ウ 午前10時以降に解除

終日、自宅学習とします。警報等の発表による自宅待機は、欠席にはなりません。

5 降雪による道路状況悪化等への対応

積雪や路面の凍結等で道路状況が悪化し、安全な登校（自動車の運行等）が困難であると予想されるときは、学校に御連絡ください。警報等が発表されていない場合でも、警報等発表時の対応に準じて対応いたします。また、安全な下校のため、下校時刻を早めて、迎えの依頼をすることがあります。

○特別警報・危険警報発表時は、通常の警報よりも大規模な自然災害の可能性が高いため、命を守る行動を優先します。

○幼児児童生徒の安全を確保することを目的とした対応のため、警報等の発表がなくても、危険な状況が予想される場合は、警報等発表時の対応に準じます。
（保護者の方から安全確保のために欠席する旨の連絡があった場合を含みます。）